## 粉じん作業特別教育

事業者は、労働安全衛生法(第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条第1項)により、「粉じん作業に係る業務」に労働者を従事させる時は、粉じん作業特別教育規程に基づく特別教育を行わなければならないこととなっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により粉じん作業特別教育を実施致しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

- 1. 日 時 **令和8年1月16日(金)9:00~14:40 (受付8:35~8:50)**※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。
- 2. 会 場 アイ・ドーム (一関市東台50-46)
- 3. 受 講 料 【会 員】 7,480円 (消費税10%込) (受講料 6,600円 テキスト代 880円) 【非会員】 9,680円 (消費税10%込) (受講料 8,800円 テキスト代 880円)
  - ※ 個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
- 4. 申込締切日 12月26日(金) ただし先着30名に達し次第締切らせていただきます。 締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。 申込者が少ない場合や気象状況等(感染症拡大等含む)により講習を中止、又は延期する場合があります。
- 5. キャンセルの取扱 1月9日(金)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。
- **6. 申 込 方 法** 空き状況を確認の上、裏面**「受講申込書」**により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。 ※ FAX・メール可(自署は必ず手書きで記入願います)。

〒021-0873 一関市台町 8-23 <u>TEL **0191-23-7729** FAX **0191-23-7720** E-mail ichinoseki@iwateroukikyo.com ※ 銀行振込の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。(お振込手数料はご負担願います) お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させて頂きます。</u>

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

7. カリキュラム

時間	講習科目
8:50~ 9:00	オリエンテーション
9:00~10:00	粉じんに係る疾病及び健康管理 (60分)
10:05~11:05	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 (60分)
11:10~12:10	作業場の管理 (60分)
13:10~13:40	呼吸用保護具の使用の方法 (30分)
13:40~14:40	関係法令 (60分)

- ※ 休憩 10:00~10:05、11:05~11:10、昼食休憩 12:10~13:10
- 8. そ の 他 (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
  - (2) 受講票は締切日後に郵送いたします。5日前まで届かない時は当支部へご連絡ください。
  - (3) 昼食をご持参下さい。(斡旋はできかねます)
  - (4) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
  - (5) 所定時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了者証明書」を交付致します。

No.
-----

## 粉じん作業特別教育受講申込書

※協会使用欄

原本照合確認

講習日 令和8年1月16日(金)

ふりがな							
氏 名	併記を希望する場合の旧姓又は通称	生年	昭和 平成	年  月	日		
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) T   T -   緊急用携帯	EL ( 電話 (	)(	)(	)		
(※個人受講者は、記入の必要はありません。)							
斯 所在地		TEL ( FAX (	)(	)(	)		
先 事業所名				担当者名	)		
※該当箇所に○印をお	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日			
付けください。	受 講 票 送 付 希 望 先 (振込の際の領収書も同じ送付先になります)	勤務先	自 宅	月	日		
令和 年 月 日 受講者名(本人自署)							

公益財団法人 岩手労働基準協会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。 (鉛筆書き不可)
- 2) 訂正の場合は二重線で訂正して下さい。(訂正印不要) 修正テープ不可。
- 3) 忘れずに担当者名をご記入下さい。
- 4) 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する氏名又は通称を記入してください。 (旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。 通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)いずれも受講当日原本を掲示してください。